

令和元年度 資金不足比率の公表について

○ 令和2年度に公表する公営企業会計の資金不足比率はいずれも資金不足が生じていないため該当ありません。

| 会 計 名 | 資金不足比率 | 事業規模 | 繰越欠損金 | 備 考 |
|------------|--------|--------------|--------------|----------|
| 下水道事業特別会計 | - % | 152,750 千円 | | 黒字 0.0% |
| 町立別海病院事業会計 | - % | 1,283,666 千円 | 2,386,902 千円 | 黒字 0.2% |
| 別海町水道事業会計 | - % | 637,331 千円 | 0 千円 | 黒字 29.2% |

1 資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

- 資金不足額：（法適用企業） 流動負債 + 建設改良費以外の地方債現在高
 - 流動資産
- （法非適用企業） 歳出 + 建設改良費以外の地方債現在高
 - 歳入 + 繰越財源
- 事業規模：（法適用企業） 営業収益 - 受託工事収入
- （法非適用企業） 営業収益に相当する収入額 - 受託工事収入

資金不足比率は各公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率であり、経営健全化基準（20%）以上となった場合には経営健全化計画を定める必要があります。

本町の対象となる会計は法適用企業の別海町水道事業会計と町立別海病院事業会計及び法非適用企業の下水道事業特別会計であり、各企業会計とも資金不足額が生じないためこの数値の該当はありません。

※ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき公表しています。